

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600707号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600282号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成2年10月1日から平成4年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年10月から平成3年7月までの標準報酬月額については9万8,000円から28万円、同年8月から平成4年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から32万円とする。

平成2年10月から平成4年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月1日から平成6年5月21日まで

国の記録では、A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が急に下げられているが、給与額が下がったことはない。誤った記録であると思うので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成2年10月1日から平成4年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年10月から平成3年7月までは28万円、同年8月の随時改定により32万円と記録されていたところ、平成4年3月5日付けで、平成2年10月の定時決定及び平成3年8月の随時改定の記録が取り消され、平成2年10月1日に遡って9万8,000円に減額され、平成4年10月の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において平成4年3月5日に厚生年金保険被保険者記録の確認できる全員(事業主及び請求者を含む4人)が、同日付けで、標準報酬月額が遡って減額されていることが確認できる。

さらに、請求者及び標準報酬月額が遡及して減額処理されている者の一人は、請求期間当時、A社の業績は苦しかった旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年3月5日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものととは考え難く、請求者について平成2年10月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち平成2年10月から平成4年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成2年10月から平成3年7月までは28万円、同年8月から平成4年9月までは32万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち平成4年10月1日から平成6年5月21日までの期間については、オンライン記録によると、平成4年10月及び平成5年10月の定時決定により9万8,000円と記録されており、いずれも平成5年8月27日付けで処理されていることが確認できるが、当該定時決定に係る処理について、記録を訂正する等の不自然な点は見当たらない。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主に対して照会を行うも回答が得られないことから、請求者の平成4年10月1日から平成6年5月21日までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、平成4年10月1日から平成6年5月21日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の平成4年10月1日から平成6年5月21日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成4年10月1日から平成6年5月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501691号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600283号

第1 結論

請求者のA社における昭和44年11月1日から昭和45年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和44年11月から昭和45年7月までの標準報酬月額については、6万円から9万2,000円とする。

昭和44年11月から昭和45年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年11月1日から昭和45年8月1日まで

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違していることを知った。調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準報酬月額については、請求者の同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において6万円と記録されているところ、B厚生年金基金から提出された標準給与月額の記録においては、9万2,000円(事由:法律改正)と記録されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和44年12月6日法律第78号。以下「改正法」という。)によると、昭和44年11月から標準報酬月額の上限が6万円から10万円に引き上げられたことに伴い、同年10月における標準報酬月額が6万円である被保険者(報酬月額が6万2,000円未満である者を除く。)について行う同年11月からの標準報酬月額の改定は、その者の同年10月における標準報酬月額の基礎となった報酬月額を改正後の標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、職権で改定することとされている。

なお、B厚生年金基金は、請求者に係る昭和44年10月の標準給与月額が6万円であることから、請求者の同月における標準給与月額の基礎となった給与月額を改正法施行後の標準給与月額の基礎となる給与月額とみなして、請求者の同年11月からの標準給与月額を職権により9万2,000

円に改定したと考えられる旨陳述している。

また、B厚生年金基金の担当者は、請求期間当時、社会保険事務所（当時）及び当基金への届出は各事業所がそれぞれ個別に行っていたが、届出様式は複写式を使用しており、社会保険事務所及び当基金に対し、同じ内容の届出書を提出していたものと考えられる旨陳述している。

さらに、A社の社会保険事務担当者は、社会保険事務所及びB厚生年金基金への届出について、複写式の届出書を切り離して個々に作成していたとは考えられず、届出書を作成した後に切り離してそれぞれに提出していたものと考えられる旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者の昭和44年10月の定時決定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額により、改正法を適用し同年11月からの標準報酬月額を職権で9万2,000円に改定することが必要であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については9万2,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600514号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1600006号

第1 結論

昭和30年8月26日から昭和33年4月25日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年8月26日から昭和33年4月25日まで

平成20年頃、A社について脱退手当金が支給されていることが分かった。私はA社において、厚生年金保険に加入していたことも知らなかったため、脱退手当金の請求も受給もしていない。調査の上、脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和33年6月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和33年4月25日の前後約3年以内に、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性で、脱退手当金の受給資格を有する者(資格喪失後6か月以内に厚生年金保険被保険者資格を再取得した者を除く。)10人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に支給記録があり、その全員が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から6か月以内に支給決定されていることから、同社では脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。